

公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター（以下「本財団」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は別表第1に定める金額の範囲内とし、非常勤役員に対しては理事会に出席等、必要の都度、別表第1に定める金額の範囲内で定額を支払うことができる。
- 3 前項に定める報酬等のほか常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 4 評議員に対しては、評議員会に出席等、必要の都度、別表第1に定める金額の範囲内で定額を支払うことができる。

(報酬等の月額決定)

第4条 本財団の常勤役員の報酬等の月額は、別表第1の金額の範囲内で理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員等の報酬等(特別手当を除く。)は、その月の月額的全額を毎月末日迄に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

2 非常勤役員及び評議員には、会議出席等必要の都度、支払うものとする。

(費用)

第7条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になった者には、その日から報酬等を支給する。

2 役員等が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表第1

役 職 等	報酬等の額
常勤役員	1人につき年間総額900万円までの範囲内
非常勤役員	理事会出席の都度、謝金として1人一律2万円
評 議 員	評議員会出席の都度、謝金として1人一律2万円

附 則

- 1 この規程は、内閣総理大臣より公益認定を受けた日から施行する。